

はじめに

電気通信紛争処理委員会（発足当時の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」）は、電気通信設備の接続等に関する電気通信事業者間の紛争を円滑、迅速かつ公正に処理することを目的に、平成13年11月30日に発足しました。

電気通信分野では、これまで累次の電気通信事業法の改正等により、事業者が公正に競争できる環境の整備が進められてきました。公正競争の確保こそ、電気通信サービスの円滑な提供と電気通信の健全な発達の基礎となるものだからです。また、そのためには、電気通信事業者間の競争ルールの整備とともに、紛争が生じた場合に、これを円滑、迅速かつ公正に解決する仕組みの整備が重要です。当委員会はその一環として設置されたものであり、公正さを確保するために、総務省の許認可部門とは独立した専門機関と位置づけられています。

当委員会は、平成13年の発足以来、あっせん・仲裁等の制度により、電気通信事業者間など様々な紛争の解決に当たってまいりました。しかし、電気通信分野は、技術革新と競争環境の進展が著しい分野であり、サービスの高度化・多様化がますます進む中で、紛争事案は質的にも複雑かつ困難化しています。こうした状況に的確に対応するため、前述のとおり、いくたびかの電気通信事業法の改正に加え、電波法や放送法の改正によって、当委員会の機能と役割は次第に拡大してまいりました。

このマニュアルは、通信・放送事業者に当委員会を理解していただくとともに、当委員会の紛争処理制度を活用していただけるよう、当委員会が関係する紛争解決のための制度の手續の解説と実際に紛争処理した事例をまとめております。

今回の改訂では、令和4年10月1日から施行された改正電波法により、携帯電話等周波数の再割当てを行う場合において、新たに周波数の再割当てを受けた携帯電話等事業者が既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置に係る事業者間協議が整わないときに、当委員会にあっせん・仲裁の申請ができるようになったことを盛り込んだほか、関係資料を現行化するなど、内容を最新のものとしました。

関係各方面において、このマニュアルが更に有効に活用され、円滑な紛争の解決に繋がることを切に期待しております。

令和4年10月

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村 幸一